平成２７年（フ）第１５７７号
東京都八王子市大楽寺町384―12　コーポフルヤⅢ101
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５８１号
東京都北区王子２丁目25―９―201
債務者　野上　新吾（旧姓高石）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９号
岡山市南区福富中１丁目６番３―1003号
債務者　日谷　典子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１２０号
横浜市旭区鶴ケ峰本町３丁目５番８号
債務者　小川　忠雄
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０号
横浜市青葉区すすき野３丁目７番地１　根岸ビル206
債務者　田中　孝文
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６号
神奈川県藤沢市高谷１番20―304号
債務者　神田　雅通
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９５号
横浜市栄区東上郷町14番17号
債務者　大山ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６号
横浜市磯子区久木町18番８―309号
債務者　関山　順子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００号
横浜市保土ケ谷区霞台57番29号　Ｇ・ＡヒルズＢ棟102号
債務者　村上　一良
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地82―408
債務者　吉田　友紀
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１号
東京都東村山市秋津町４丁目10番地12
債務者　大塚　良子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３９９号
神奈川県川崎市高津区子母口978　ロイトンⅠ105
債務者　坂下　　悟
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４３７号
東京都練馬区東大泉２丁目30―20
債務者　須永美智子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９６号
東京都板橋区大谷口上町40―７―202
債務者　入江　正榮
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５３号
東京都小平市小川町１丁目476―16
債務者　黄木　章彦
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部